

コード	名称	区分	コード	名称
事業名	寝たきり高齢者等福祉手当支給事業	会計	01	一般会計
		款	03	民生費
		項	01	社会福祉費
基本 施策	07 老後の生活や低所得者の自立を支える	目	01	社会福祉総務費
		細目	188	手当支給経費
行革大綱の重点事項番号		7	細々目	52
担当部署		コード	130500	
名称		健康福祉部 介護高齢福祉課	担当者 氏名	森 義尚
		連絡先	22 - 9634 (内線) 2673	

事務事業の概要(Plan)

対象(誰を、何を)	本市に住所を有し、居宅において次のいずれかの状態が6か月以上継続している65歳以上の在宅者 (1)介護保険法の要介護4、5 (2)知的機能の低下により、周囲の状況把握等の判断が不正確で適切な対応が取れない等自立した生活が困難な重度の認知症の状態	※対象件数
成果(どうする)	寝たきり高齢者等の介護経費等の経済的負担を軽減する。	
根拠法令・要綱等	伊賀市寝たきり高齢者等福祉手当支給条例、施行規則	
開始年度	平成 16 年度	関連事業
終了年度	平成 年度	
H21 事業 内容	手当の額 年額36,000円 (1ヶ月あたり3,000円) 平成21年度から、重度障がい者及び重度障害児の手当は障がい福祉課で担当している。	
社会情勢 の変化等	高齢者の増加にともなって、対象者数は増加傾向にある。	

整備内容(「施設の建設」「整備事業」のみ記入)		運営体制(「施設の建設」「施設の管理・運営」のみ記入)	
1 建設用地		1 運営主体	
2 建設面積 (延床面積)		委託先	
3 規模・構造		2 配置人員	人
4 総事業費	千円	3 年間運営費	千円
		4 市内の 類似施設	

事務事業実施にかかる業績とコスト(Do)

活動指標	指標名	単位	実績値		目標値	
			H20	H21	H22	H23
寝たきり高齢者福祉手当受給者数	実績	実人員	190	215	220	225
	目標		208	211		
重度障害者福祉手当受給者数 (H19年度までは上記手当と合算)	実績	実人員	160	0		
	目標		171	0		

成果指標	指標名	指標設定の考え方	単位	実績値		目標値	
				H20	H21	H22	H23
支給割合		対象者数を分母とし、受給者数を分子とする。	%	目標	100	100	100
				実績	100	100	100
				目標			
				実績			

投入コスト	直接事業費計(A)	H20 決算	H21 決算	H22 当初予算	H23 当初要求
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
		18,470	7,794	7,083	7,900
A の 財 源 内 訳	国庫支出金				
	県支出金				
	地方債				
	その他	0	0	0	0
	一般財源	18,470	7,794	7,083	7,900
	事業投入人件費(B)	0.2人 1,440	0.2人 1,440	0.2人 1,440	0.2人 1,440
	フルコスト(A)+(B)	19,910	9,234	8,523	9,340

事務事業の評価(Check)

判断の基準(該当項目に○をつけてください)		備考欄(特記事項)
法律(条例は除く)で実施が義務付けられている事業		
個人の力だけでは対処し得ない社会的・経済的弱者を対象に、生活の安定を支援し、あるいは生活の安全網(セーフティネット)を整備する事業	○	
特定の市民や団体を対象としたサービスであるが、サービスの提供を通じて対象者以外の第三者にも利益が及ぶ事業		
事業開始からの目標・目的を概ね達成している事業		
市民にとっての必要性は高いが、多額の投資が必要、あるいは事業リスクや不確実性が存在するため、民間だけではその全てを負担しきれず、これを補完する事業		
市民が社会生活を営むうえで必要な生活環境水準の確保を目的とした事業		
国や県、民間が同様のサービスを提供している事業		
必要性		
市民の生命、財産、権利を擁護し、あるいは市民の不安を解消するために必要な規制、監視、指導、情報提供、相談等を目的とした事業		
民間のサービスだけでは市域全体に望ましい質・量のサービスが確保できず、これを補完・先導する事業		
受益の範囲が不特定多数の市民に及び、サービス対価の徴収ができない事業		
事業の対象や環境の変化により、事業ニーズが薄れていない事業		
【○をつけた場合、ニーズの具体的内容、根拠となるデータ等判断理由】		
財政状況を考慮し、事業を休廃止した場合、市民生活への影響が大きい事業	○	
【○をつけた場合、影響の内容及び判断理由】		
対象者の経済的負担の増加につながる		
有効性		
事務事業の継続、達成度や実績を高めることで成果指標の向上が期待できる。	○	
基本施策の目的を実現するために現在の事務事業の内容は適切であり、基本施策に対して貢献度も高い。		
サービス水準や対象を見直す余地がある。		
達成度		
当初設定した計画を	80%以上100%未満	実施している。
予算の繰越の有無	無	
【予算の繰越がある場合、繰越の種類】		
【計画に遅れが生じている場合、改善策】		
効率性		
他の事業主体の活用、事業移管が可能である。		
基本施策の中で類似・重複する事務事業がある。		
【事業名】		
受益者負担を求めることができる事業である。		
全体コストにおける負担構成は適正である。		
コストに見合った効果となっていない。効果を絞り込むことでコストを削減する余地がある。		

昨年度の評価結果に基づく改善策への取り組み状況

改善策	制度の普及に関しては、市民に直接では効果的でないため、ケアマネージャーを通じた啓発を行っていく。効率性に関しては、本庁、支所の役割分担を見直していく。
昨年度の取組状況	【状況】 計画のとおり進んでいない 【詳細】 ケアプランセンターや居宅介護支援事業所への啓発は実施していないが、市広報での啓発を行い、制度の周知を図った。本庁、支所の役割分担については、担当者間の調整を検討するにとどまった。

今後の方向性(Action)

担当課長氏名	植田 美由喜
事業の方向性	【方向性】 現状維持 【理由】 高齢者数の増加にともない、本事業の対象者数も増加傾向にあるが、長期の在宅介護の負担の大きさを考慮し、引き続き事業を継続していく。
現時点における課題、その他	事務の効率性を上げるため、本庁と支所間の事務分担の見直しが必要である。
課題、その他に対する改善策 (いつまでに、何を、どうする)	ケアマネ事業所等が参加する会議、研修会などの機会を利用し、制度の啓発を行う。平成22年度中に、地域ケア会議担当者会議において、本庁、支所の担当者レベルで事務分担について意見交換を行い、検討していく。